

が、農林大臣はこの問題でもだいぶ大蔵省と折衝しているようですが、どうも貿易ということは日本において重要なことであります。そのほうに重点が置かれて、いまこの危機に立っている農業に対しても、この百五十六億円というのは、前年度の二百九十九億円に比して百三十四億円という大幅な削減になっているのです。三十九年度は一般会計十五億円、産業投融资特別会計二百九十九億円、計三百五億円であったのに、四十年度は一般会計八億円、産業投融资特別会計百五十六億円計百六十四億円、差し引き百四十一億円削減されるのであります。これは、農林大臣は、いままでの農林大臣から見て一番まあ大蔵省に対してはがんばったと言われていますが、これは赤城さんだけの責任に転嫁するわけにいかないでしようが、どうも農林関係の予算を獲得して、農業基本法にあるような生産性及び所得の不均衡を是正するというのには、どうしても予算なり財政投融资の裏づけといふのがなければ、絶にかいたばたもちみたいなもので、実際成果が上がらないのですが、この間のいきさつはどうなつてているのでしょうか。

○國務大臣(赤城宗德君) 努力いたしましてもおしかりを受けるようなことであります。実は、この金融の面の、農林漁業金融公庫に対する出資は百六十四億円、御指摘のとおりであります。しかし、貸し付けワクは、先ほども申し上げましたように、三十九年度の千七十億に対しまして千二百四十億と拡充をはかったわけであります。その原資として、いまのお話の出資金は百六十四億に減っておりますが、自己資金が二百三十五億円、借入金のほうは七百七十三億円と、こういうふうに予定しております。出資金は減少しておりますが、かわりに、資金運用部等からの借入金がいま申し上げましたようにふえておりますので、公庫に対する資金手当に支障はないと思っています。公庫資金に対する資金需要に十分にこたえられる資金量が確保できた、こういうふうに考えていました。なお御指摘のように、出資金は百六十四億円

○戸叶武君 農林大臣の説明がありましたが、私たちの質問のねらいとだいぶ解釈が違つていると 思います。利子の補給金というものはあっても、 実際に、重工業なり、あるいは輸出関係なりに対 するところの重要産業の育成のための投融資とい うものが、利子その他において非常な便宜がはか られていたり、または免税処置等も講ぜられたり しておりますが、農業関係、生産性の伸びの低く、 しかも所得の少ない農業、落ち込んでいる農業を どうやって保護して育成していくかという、その 借りる金というものは利子が高かつたり、また、 実際中小農いわゆる零細農はそれを借りられな い、富農の一部が利用しているにすぎないとい うようなところで、私は、まだ日本の農業関係の金 融には抜本的に是正しなけりやならないところが あるんじやないかと思います。いままで予算なり 財政投融資の問題で御質問申し上げたのも、同じ 農業基本法をつくり上げたのでも、西ドイツは御 承知のように一九五五年に農業基本法を制定しま したが、その翌年には予算の裏づけとして予算は 一・八倍、その後八年には二・五倍というふうに 増加しておるのであります。ところが日本では、 一九六一年に農業基本法が制定されても、その後 農林予算というのは、西ドイツ連邦のように倍増 されるということはないのです。また、財政投融 資関係においても、農業に対して特別な処置とい うものがそれほど講ぜられていないのではないかと 思います。この問題はあらためて農業白書の問題 で御質問はいたしますけれども、この農業基本法 が制定されてからすでに四年です。四年たつても おりません。

依然として効果があがっていない。どうも農業白書を見ても、大臣の説明を見ても、なんだかよくなったような気分だけは一生懸命盛り上げていますけれども、少しも内容的には私は目立った成績がないと思うのですが、こういう四年くらいになつたらこれでいいのか、これでは問題が解決つかないんじゃないかというふうに、私は農林大臣としてもやはり考えなきゃならない段階にきていました。これに対してどういう考え方をお持ちですか。

○國務大臣（赤城宗徳君） いまのドイツの例を引かれましたように、農業基本法ができてから画期的に施策の予算が増額したというわけにはまいつておりますことは、私も遺憾に存じております。しかし、内容の点につきましては相当施策を施しておりますので……。格差も是正はされおりません、是正されていないで、白書に申し上げておりますように、生産性におきましても横ばい状態の二七%ぐらいと見ております。あるいは所得につきましても七〇%程度のものであります。これは全体の平均でございますので、そういうようなことでござりますけれども、一面、格差が是正されない全体の面もありますが、六十万円以上の収入を伴う農家の率は逐次ふえておるといふようなことです。あるいは所得の面におきまして、一町五反以上の農家等につきましては九割以上との所得を他産業に対して確保している、あるいは生産性につきましても四〇%から五〇%であるということでござりますので、私は、日本の農業の状態から急速に状況がよくなっている、格差が是正されているということは申し上げられません。横ばいの状態でございますが、着々と進んでおる面も相当あるということは申し上げて差しつかえないところ、こういうふうに考えております。

○戸叶政君 赤城農林大臣の御答弁是非常に率直であります。が、率直だけに、ちょっと横ばいの状態で若干というあとはっきりしていないのであります。が、非常に停滞している現状というものは、やは

り私たちには直視して反省しなければならないと思います。三十八年度の農業は非農業に対しても二九%で、前年度の水準から一歩も伸びておりません。農業所得も一人当たり非農業四十万三千円に對して一万七千円でありますから、これまた伸びておきません。このように生産性において、あるいは所得において、いずれも三分の一以下に他産業に比較すると低いところにあります。したがって、国民所得に占める農業の比重ということものは九・二%に後退しておるのであります。私はこの数字はやはり問題にしなければいけないと思います。農業所得が国民所得の一〇%に足りなくなつたということとは、農業にとって私はゆるしき重大な問題だと思ひます。昭和三十年には農業の所得が二〇%に達しなくなつたというので、當時大問題になつたのであります。その後、わずか八年間にその半分の一〇%以下に低落したということは、やはりこの八年間ににおけるところの変動のきびしさというものを私たちはしっかりと見つめる必要があると思ひます。こういうふうに農業と他産業との比較といふものが、生産性並びに所得の面におきまして三分の一という格差がありますながら、これはちつとも詰めることができない。横ばいばかりやつていい。カニならばそれでいいですけれども、農業がカニのように横ばいばかりをしていたのではたまつたものではありません。政府の農業基本法でうたつてきた趣旨といふものは、ここでは全く空文化されているんです。ここに私は問題があるのじゃないかと思つておりますが、まあ現状を率直に語つているというその正直さは買っていけますけれども、それ以外の何ものも政府の農政から期待できないと思うのですが、大体この横ばいから、次には何ばいに持つていくと考えてゐるんですか。

まれで、「うそばつかり筑波山」ということばがある。ですが、（笑声）うそばつかりとは言えないが、どうも苦しい答弁だと思います。上向きの姿勢が少しもされていないので、上を望んでいるというのでも、カエルが雨を待っているような次第ですが、問題は、いま農業の実態を私たちはしっかりと見つめていかなければなりませんけれども、農業就業者の数ですね、この総理府の労働力の調査によると、昭和三十二年度には千四百七十一万人であったのが、六年後の三十八年度には一千二百万人と二百七十万人減少しているんです。年平均四十五万の減少ですが、この二、三年間の激減ぶりといふものはもととさまざまくて、この調査でいくと、やはり池田さんが予測したように、十年間にやはり五百万人以上減少するかもしれません。こういうふうに農業就業者の数というものが、すでに総就業者数の二五・九%、すなわち四分の一に落ち込んできた、こういう事実がここには生まれてきてているんですが、それとともに、この農業世界の他の産業への就職者数というものが一年に九十三万四千人にも上る、それから新規学卒者の大部分が都市に流れしていく、こういう中で農村を守っていくものは、明日の農村のない手はだれなかということが非常に重要な問題になってくると思いますが、政府は人づくり、あるいは農家のあと継ぎの人たちのためにいろいろな、たとえば、結婚した場合において、若い夫婦が入れるような金部屋をつくる場合には金を貸してくれるとかなんとか、何か二階から自業を落すような政策は少しやっていますが、こういう状態で、危機に立った農村の明日というものに対し希望を与えるような具体策が打ち出されないで、農村の若者たちを食いとめることができるかどうか。この辺は非常に苦労人な赤城さんもいろいろ検索しておるようありますが、政府には何か目新しい具体的案の持ち合せがありますか。

わせておりません。農業政策の全体から生産性が上がるような、また先ほど言いました所得が上がることにござります。また、農村の社会環境もよくしていくということに考えて、総合的な対策の中から、後継者が安心して希望を持って農村にとどまるよういたす方途を講じておるわけでございます。いまお話しのよろうな生活資金とか、後継者資金とか、あるいは伝習農場的な教育とか、そういう個々的なこともやっておりますけれども、全体としてよくしていくことについてお話を注いでおるわけでございます。

わゆる佐藤内閣の最大の使命じゃないかと思うのであります。そういう意味において、佐藤・赤城農政とでも言いましょうか。そういう路線は、この農政に対してこれが柱だというような基本的な政策があったならばその点をもつと明らかにしてもらいたいと思うのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 生産性を上げていくことと、それに価格政策も付け加えていかなくちゃなりませんが、その根本の問題の解決に進んでいきます一つの方策といったしまして、私は、経営規模が拡大することと、あるいは経営の質がよくなることと、これが問題だらうと思います。そういう意味

○戸叶武君 農林大臣が、経営規模拡大のほう
う格差は正の政策として特に取り上げて、いろいろな問題点
が四十年度予算にはござります。同時に、価格格差等につきましても、醣農等につきましての価格、これは予算上は載っておりませんが、そ
う方向に持っていくというふうに考えておる次第でござ
ります。御期待に沿うような思うような形ではござ
いませんが、そういう方向について相当踏み出
しておるつもりでございます。だんだんとその方
向に実を結ぶように進めたい、こう考
えております。

わせておりません。農業政策の全体から生産性が上がるような、また先ほど言いました所得が上がるようにすることにしていきたい。また、農村の社会環境もよくしていくというふうに考えて、総合的な対策の中から、後継者が安んじて希望を持つて農村にとどまるようにいたす方途を講じておるわけございます。いまお話しのような生活資金とか、後継者資金とか、あるいは伝農場的な教育とか、そういう個々的なこともやつておりますけれども、全体としてよくしていくということに力を注いでおるわけでございます。

○戸叶武君 赤城さんが言われるような政策は、やらないよりやったほうがいいと思いますが、非常に微々たる対策でありまして、どうも農業の基本政策としては、私たちはそれほどいただけないと思います。農政に対する取り組みの形であります。農業と他産業との労賃といふものが三〇%の開きが出たというので、やはりエアハルト経済繁榮政策の裏に、落ち込んだ働く労働者の賃金なり、あるいは農民の所得はどうするか。それには思い切った処置を講じなければならぬというので、あのグリーン・レポートに即したグリーン・プランというものが打ち出されたのであります。が、このように、欧米諸国では三〇%の格差といふことが問題になっているのに、日本では三対一というような大きな格差が生じてきているのにかかわらず、それに対する抜本的と思われるような思い切った、池田さんは革命的な施策と言われましたが、どこにも革命の姿なんかありませんが、ことばの問題でなくして、具体的に思って切った農業に対する施策というものが躍動しなければ、いまの落ち込んだ農業というものを救うことができないと思うのであります。しかも農業が今日のようになに停滞しておるのは、政府の高度経済成長政策の暴走から被害を受けた最大の被害者であります。そのひずみを是正するというのがい

わゆる佐藤内閣の最大の使命じゃないかと思うのであります。そういう意味において、佐藤・赤城農政とでも言いましょうか。そういう路線は、この農政に対してこれが柱だというような基本的な政策があったならばその点をもつと明らかにしてもらいたいと思うのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 生産性を上げていくことと、それに価格政策も付け加えていかなくちゃなりませんが、その根本の問題の解決に進んでいきます一つの方策といったしまして、私は、経営規模が拡大することと、あるいは経営の質がよくなることと、これが問題だらうと思います。そういう意味

○戸叶武君 農林大臣が、経営規模拡大のほう
う格差は正の政策として特に取り上げて、いろいろな問題点
が四十年度予算にはござります。同時に、価格格差等につきましても、醣農等につきましての価格、これは予算上は載っておりませんが、そ
う方向に持っていくというふうに考えておる次第でござ
ります。御期待に沿うような思うような形ではござ
いませんが、そういう方向について相当踏み出
しておるつもりでございます。だんだんとその方
向に実を結ぶように進めたい、こう考
えております。

わゆる佐藤内閣の最大の使命じゃないかと思うの農政とともに言いましょうか。そういう路線は、この農政に對してこれが柱だというような基本的な政策があつたならばその点をもっと明らかにしてもらいたいと思うのです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 生産性を上げていくこと、それに価格政策も付け加えていかなくちゃなりませんが、その根本の問題の解決に進んでいきます一つの方策といたしまして、私は、經營規模が拡大すること、あるいは經營の質がよくなること、これが問題だらうと思います。そういう意味におきまして、農村の後継者等につきましても、離村をする率が經營規模の大きい人たちは少ないわけでござります。どうしても經營の大きい人が残つておる、農業に精進する。また、所得の面につきましても、先ほど申し上げましたように、ほかが七七%ぐらいであるのに、一町五反以上の者は九〇%ぐらいの所得を確保しております。そういう面がありますので、私は構造改善が実際必要であると思ひますが、構造改善の中でも土地基盤の整備、あるいは主作物を中心とした共同的な施設等も必要でございますが、やはり基盤を大きくしていくことが必要だと思います。それから開墾開拓あるいは草地造成等も必要でございますが、いつまで土地を方向づけていくことが、やはり農業の収入を多くして他産業との格差を縮めていく一つの方向だらうと思います。もう一つは、やはり先ほどからもお話がありました農業の資本裝備が強化されることでございますので、財政の投融資、金融面でこれを支えていくといいますか、強化することが必要だらうと思います。そういう点におきまして、いろいろ御批判もございますが、金融のワク等も広げてきたわけでございます。同時に、その生産手段である土地の質をよくするという意味におきまして、土地改良、用排水、かん水を中心とし、あるいは圃場の整備をし、あるいは農道等を取りつけて、質的に基盤を強化していく

そういうことが必要だというふうに考えて、そういう格差は正の政策として特に取り上げてある問題ですが四十年度予算にはございます。同時に、価格等につきましても、醸農等につきましての価格、これは予算上は載っておりませんが、そういう方向に持つていくというふうに考えておる次第でございます。御期待に沿うよう思つておなじみの踏み出してきておるつもりでございます。だんだんにその方向に実を結ぶように進めたい、こう考えております。

構造の変化ということ是非常にすさまじいものがあると思うのです。それにもかかわらず、農政といふものが三十年前も今日も一にぎりの専業農家、富農だけを対象として、三割農政から四分の一農政の細い道を歩んでゐるのでは、日本の農民全体を手にする農政とは言えないと思うのです。しかも農家所得の問題も、前にも指摘しましたように、三十八年度には農業所得が四九%に落ち、農外所得が五一%に上がっているのです。日本農業の体質の弱点というものは遺憾なくここに暴露されていると思います。農業經營といふものが農業所得だけでは成り立つてない、農外所得を加えなければ、農外所得のほうをより多く求めなければやつていけないというこの実態に沿うて、好むと好まざるとを問わず、これに対応するところの農政といふものがいま確立されなければならないと思うのです。ところが、この農村の急激な変革に当面して、政府は明らかにろくな出して、農政の方向づけといふものに私は自信を失っているんじゃないかと思います。その証拠に、農業白書の農業施策の中に書いてあるいろいろな文書を検討してみると、随所にその矛盾擅着した点が出ておるのであります。一方においては、兼業収入の安定化が重要である、兼農の機会を増大していくしかなければならないというふうに言つてゐるかと思うと、兼業化が進展すると農業生産は停滞して生産性が低くなるから、農産物の安定的供給の確保という観点からは、専業農家の経営の発展と所得の増大をはかることが重要だというふうに言つてゐるのです。どちらももうそだとは言ひません。どっちもほんとうのことを言つているのですが、問題は、どちらを向いて走るか、二頭の馬に乗つてうまく走ると言つても、前のほうに向かつて走るやつと、うしろのほうに向かつて走るやつとをつないで、これで馬に乗つたと言つたって、馬車に乗つて走るということにはならないので、いまの日本の農政といふものは、全くだれがやつてもむずかしい段階だと思います。全くハムレッ

トとドンキホーテと一緒に芝居やっているような調子で、調子がばかに合わぬと思いますが、こういうときに混乱しないで、この中からどうやって日本の農村の実態、日本の農業の現状、それに沿うて適確な農政の基本政策を立てるかということが一番の課題だと思いますが、赤城さん、大ざつぱでもそういう構想を私たちに示してもらいたいと思います。

○国税大臣(赤城宗徳君) 確かに兼業農家があえ
て七六%も占めている。なお第二種兼業が四二
%、これは本来の姿ではないと思います。しか
し、兼業農家それぞれにとつてみれば所得を必要
とするのでありますから、そのことは排撃すべ
きでも何でもございません。しかし、本格的に考
えますならば、やはり農業だけでやつていけると
いう形に農業を持つていくことが筋だと思いま
す。そういう意味におきましては、専業の自立農
家が増すことが好ましいことではありますし、そ
ういう方向に進めていくのが筋だと思います。しか
し、現に第二種兼業の四二%を占めるような人々
がおりますので、これも農業は副業的でございま
すけれども、農業者でございます。でござります
ので、そういう面におきましては私は二つの方
向づけがあるのじやないか。一つは、そういう
人々でやはり生産性は低いけれども、農業をやつ
ていくという意欲の強いもの、こういうものはほ
かのものとも一緒にしまして、やはり協業と言いま
すか、機械等を中心にして協業的なものにして
いく。これは一つの単位としてはいわゆる経営規
模が大きくなつたと同じものだと思います。その
中には兼業農家がたくさん入つておるといいたしま
しても、単位としては經營規模が拡大されたとい
うような形だらうと思います。あるいはまた、こ
ういう経済が成長しておるときでござりますの
で、他の産業に入る、あるいは他産業をする。農
村等においては商店、商業などに從事するような
形になつて、いくものもありますし、あるいは他の
工場等に労務者として働くという人もござい
ます。職業の自由でございますので、これをし

てとあるといふようなことはちょっとできませんが、そういう場合に、他産業に安定して入り得るような環境をつくると言いますか、そういうことによって土地を譲り渡すといふようなものがありまするならば、つとめてそれを經營規模の拡大の方向に向づける、こういうような考え方を持つて進めておるわけございます。でござしますので、兼業農家に対しましては二つの方向にわかれうる傾向はあると思います。そのまま兼業農家としてどまるものにはつとめて協業と申しますが、共同化によつて農業生産が統けられるようなら、つとめてそれを經營規模の拡大の方向に向づける、こういうような考え方を持つて進めておるわけございます。でござしますので、戸叶武君農林大臣は、自立經營のできる専業農家を育成するというところに重点を置くのが筋だという考え方の上に立つて、特に第二兼業農家の場合においては二つに分かれる、すなわち他産業へ出ていこうとするもの、それから兼業という形だが、協業化の方向にこれを指導していくものと二つあるのじゃないかというふうにみておりますが、実際問題として、今後これらにまだまだいろいろなむずかしい問題が私はあると思います。土地と農民との関係といふものは、なかなかデーターブループランで動かすことのできないようなむずかしい問題が私はまだ残っていると思いますが、第二兼業農家の問題、特に零細農の問題を中心として今日見るとときに、近年深刻化されて社会問題にされているのは、農村の出かせぎ者の保護の問題だと思います。政府の調べによると、三十八年には一ヵ月以上六ヵ月末満の離村者としての出かせぎ者は二十九万八千人、約三十万人もおるということがであります。最近社会党のほうでいろいろ調べてみると、やはり百万人を突破しているのではないかといふところに、こういう出かせぎというのが一つの

大きな風潮になつてゐると思ひます。最初は東北地方が主でありますたが、今日においてはこれが全国的に拡大されてきております。山間部の農村においては働きざかりの男たちがほとんどいなくなつて、離農者が多いがために、火事なんか起きても消防自動車を運転してこれを動かす人もいなくなつたというようなところもあるそうです。また夫婦が離れ離れに生活をしているので、いろいろなぎこちが起きて、家庭悲劇も続出しております。私はおとといときのう、鬼怒川の山奥の、昔、平家の落人が住んでいたような三岱、栗山といふ地帯の座談会にも行つてまいりましたが、この山奥の寒村における子供たちの生活なんといふのはほんとうに殺風景で、いま大都市におきましてはアパート住まいの、夫婦共かせぎで残され、といった子供の鍵っ子といふのがいわれております。けれども、父親が、男たちが出かせぎにいつ、そして留守宅を子供が守っているという姿は、母親は母親で仕事をやつていて、何かでてなし子のようない境遇に似たような氣の毒な状態に置かれております。託児所の問題なり、いろいろな子供の家でもつくつてくれないかといふりあります。が、やはり都市の今日においては殺風景な生活だけを問題にされておりますけれども、こういう僻地における問題も取り上げていかなくちやならないと思ひます。この出かせぎ者の保護の問題、労働条件の問題、そういうふうなのは、まあ労働大臣にでも機会があつたら聞きたいと思ひますが、やはりこれに対する対策が講ぜられない」と、どういふふうに對しても、安定だと思うのです。こういうことを對しても、まあ政府のほうでは職業訓練やあるいは失業保険のことやいろいろなことを考えておるといつておますが、もうこういうふうになつてくると、だんだん農政というものがゆがんできちゃって、四九%が農業所得、五一%が農外所得ということになると、農政というものは農林省だけの管轄じや

なくて、労働省と共管でもやらないならないのじやないかといふうな時代まで私はくるのじやないか。これは笑い話じやなくて、何か日本の農政といふものが、ほかの国では類型のないよう一つの奇形的な形を生んできたと思うのですが、これは農林大臣と労働大臣がほんとうにひざ突き合わせて、好むと好まざるとにかかわらず、出かせぎに出でいかなければ農家の生活が成り立たぬという層の出かせぎ者に対し、農林大臣としてはどういう対策を持っておられますか。

○委員長(仲原善一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもって、委員八木君が辞任され、その補欠として堀本君が委員に選任されました。

○國務大臣(赤城宗徳君) 出かせぎ問題等につきましては、農林だけの関係で解決できない多くの問題を含んでおりますので、労働行政あるいはさ

らに厚生行政、こういう方面と連絡を緊密にして対策を講じていきたいと思います。いま御質問の

お話を中にもありましたように、農業は季節的で

もありまますので、東北等におきましては、作地帶

等において昔から相当外へ出て働くという慣習は

あつたのでございますが、最近、特にオリンピック・ブームあるいはまた建設ブーム等、あるいは

はまた、全体的に見まするならば、経済の高度成

長下におきまして、中央にいろいろな事業等が起

きておりまして、そういう機会をとらえて出かせぎに出る。しかもその出かせぎが社会問題

化するような形態においての出かせぎが多くなつてきておりますので、そういう機会をとらえて痛めておるわけでございます。やはりそういうこ

とから、まあ経済全体として見まするならば、安

定成長というような方向に持つていくといふこと、あるいは地方の開発、中央の開発ばかりでなく地方の開発へ相当重点を置いてやつていてどうと

いうようなことに進めておりますので、そういうこ

とから就業の機会が遠く離れるということではな

くて、近くに就業の機会を得られるような方途を講じていくのも一つの方法だと思います。

それから、いまお話をのように、農業の訓練とか、あるいは職業安定所を通じての就業とか、そ

ういふものも当然考えなくてはなりません。農業

だけを考えまするというと、一番農業のうちでも立場のひどいのは、いまお話しの鬼怒川の奥のよ

うな山村における農業者であろうと思います。そ

ういう意味におきまして昨年林業基本法も通してもらいましたので、ことしから林業の構造改善事

業等の仕事も始めるわけでございます。そういう構造改善の中に入つて山村をよくしていくとい

うことも考えていかなければなりませんし、あるいはまた去年から続いておりますが、ことしも山村

振興に対する調査の予算等も組んで、一そろ山村

の実態を把握して、これに対する対策を講じてい

きたい。できまするならばやっぱり山村振興の立

法もいたしまして、総合的に山村をよくしていく

方途を講じていきたい、こういうふうに考えてお

る次第でございます。

○戸叶武君 いま林業基本法の話が出来ましたが、

山に住んでおる人はこの林業基本法をむしろ恨め

しがつておるような状態で、山間ににおける木材関

係の仕事をやっておる人たちは、土地の者には伐

木払い下げなんかごく少量しかないので、すぐ仕

事が尽きててしまう。ところが、大きな木材会社と

か、あるいはバルブ会社には大口の払い下げがな

されるというので、どうも山間部における人たちは

はこれによって恵まれるようなことがなくて、山

E E C の域外にあるところのイギリスやデンマー

クのやり方を見ても、この問題に対しては非常に

真剣に私は取り組んでいると思うのです。それ

反して、日本ではどうでしようか。三十八年度に

おけるわが国の農作物の輸入額といふものは十五

億ドルになつております。これがために食糧自給

度といふものは八一%に低下しております。政府

は二十八年に M S A 協定——アメリカの余剰農作

物受け入れをやつて以来、この食糧増産計画とい

うの急務は、国際取引安定の見地からしても、ま

ずるずるに見舞われて來たのであります。政府が、今日

も、四十三年度に自給度を約八〇%ぐらいに

が持てるような農業生産をしつつ、自給度を確保

していくということが必要であると思ひます。生

産を含めて、現在の自給度は八六%でございます

が、一昨年、三十八年度等におきましては、自給

度が八一%であり、その前は八五%でござつた

のでございますが、また、中期経済計画等の見通

しでも、四十三年度に自給度を約八〇%ぐらいに

が持てるよう農業生産をしつつ、自給度を確保

していくことが必要であると思ひます。生

産を含めて、現在の自給度は八六%でござつた

が、一昨年、三十八年度等におきましては、自給

度が八一%であり、その前は八五%でござつた

のでございますが、また、中期経済計画等の見通

しでも、四十三年度に自給度を約八

的な問題として、第一点においては、やはり食糧と原料の輸入への依存、これをどういうふうに片づけていくか。第二には、間断なく増加する労働人口に職を与える、この二つの問題であります。が、第二の、労働人口に職を与える問題は、高密度経済成長で片づいておると思いますが、やはり原料の輸入ということは、なかなかこれは日本のよくな加工貿易をやっている国においては避けられないことだと思いますが、この国際收支の立場からいって、十五億ドルもの食糧を輸入する、砂糖や何かはやはり輸入しなくちゃならないでしょうが、せめてこの三分の一でも五分の一でも、それを食糧自給の方向へ重点的に投下していくならば、私はこのような輸入額にはのぼらなかつたと思うのです。どうもアメリカの余剰農作物受け入れ体制のほうに何か裏口を開いておって、まともに日本食糧自給ということに取つ組んでいない姿勢です。どうもアーティカの余剰農作物受け入れ体制の中では、いますぐやれるような問題に対して具体的な事例をあげて、そうしてこの問題を進めたいたいが、拡大したが、農作物の価格が不安定でひと日にあつていろいろの農業生産の選択的拡大といふことを強く政府は打ち出しておりますが、選択的拡大はいいが、拡大したが、農作物の価格が不安定でひと日で下がるということで、いろいろ農民が迷惑させられておるので、まあ特に酪農振興に対する受け取り方で、政府の言うことを聞いて柔軟を抜いてしまって爾が上がるし、豚をうんと飼うと値が下がるということで、いろいろ農民が困惑しますが、五年間に、大体一合につき十四円から二十円に牛乳は上がつてしまりました。まあしては、政府は非常に力を入れております。その酪農振興の中でも、やはり牛乳の問題を一つの例にあげますれば、五年間に、大体一合につき十四円売りつけられている場合が多いのですが、しか

し、いすれにしても先進国におましましては、どこの国でも末端の消費者価格の半分以上が農家の手取りになつてゐるのです。一合二十円で消費者が牛乳を買うという場合には、一合十円以上の金が農民の手に入るような仕組みになつて、いるのです。ところが、日本ではいま一合七円から七円二十銭、ぐらいがいいところであつて、とても半分などというのにはなつていません。十年前に私たちが質問したときには、集約酪農が形成されれば、これは大丈夫なんだ、いろんなことを言つておりましたが、十年たつても依然としてこの流通機構の矛盾ということは是正されていないのです。私たちは口がすっぱくなるほど、農林委員会や予算委員会で、農林大臣を通じて農林官僚の耳によく入るように質問しているのですけれども、そういう流通機構の、たとえば生産者、豚を飼つて、えさをやつて育て、牛の乳をしほる農家、それからメーカー、それから小売店、そういうもののこの取り高、おののの配分はどうなつてゐるのか、そういう正確なデータを調べあげてくれと幾ら言つたつて、権威ある調査資料を出してくれないし、また、こういう問題に対し直剣に取つ組もうという意欲も示されないので、何かこれは酪農行政の中においては、私は農政面において、この業界に遠慮しなければならないような特別な事情でもあるんかと思われる疑念を生じているのですが、このことなんか一番簡単に、私は牛乳の問題なんか片づけていかなければならぬと思いますが、あれはどううさくなつて、いながら、今日においては、われわれの主張が通つて、学校給食のほうへ需要が拡大されてきたといふような面においては、プラスな面も出てきておりますが、どうでしようか、そういう問題に対し、全くこの農林省は私は無力なような感じがしますが、問題はどういうところにあるのでしょうか。

計的な調査を農林省当局に要求しても、調査がな
てこないというような点でござりますが、何しろ日本の、言いわけをするわけじゃない、せめてこの資料等が十分でないということもござります。それから生産者と消費者との価格の差が相当あるということにつきましても、流通経路が十分でないといふこと、あるいは生産者がばらばらで、小さい生産飼育農家が多い、こういう点にもいろいろあると思います。こういうふうなことを私どもも感じておりますので、この価格政策につきましては、加工乳等につきまして、不足払い的な制限等をひとつ確立していく、こうじやないかというようなることで、せっかく各方面と検討を続けている次第でございます。それにつきまして、集乳等が非常に複雑でございますので、今年度は集乳経路等を一本化していく、こういう方向をとつて、流通経費等も少なくしていく、こういうこと、それからまた、さっきお話をありましたように、学校給食等も倍加して消費の拡大をはかるというようなこと、長距離輸送を促進するというようなこと、いろいろな方向で、中間の流通経路を少なくしていくということ、あるいは価格を保証していくといふような対策を講ずるというふうに、目下進めている次第でございます。

はオーバー・プロダクションとしえばそれまでのことでしょうが、やはり私はこういうむずかしい問題だが、このままほうっておくとこれはたいへんなことになると思うのです。実際五百万だ、一千五百万だという資金を投げ出した人も、ほとんど安値で施設をたき売って他に転業しようとするものもあるし、それから養鶏農家の倒産というものがふるう去年からことしにかけて続出しております。赤城農林大臣もこのことは御承知だと思いますが、これを手をこまねいて傍観しているという手はないと思うのです。牛乳の問題は、消費を拡大するという形において学校給食のほうへ回しませんが、何といっても、卵だと牛乳だと、総合栄養の、栄養価の高いものでありまして、このごろは薬の宣伝だつていろいろ高い薬が売られておりますが、あれほどの宣伝をしなくとも、政府なり、こういう養鶏家なり、農協なり、何か組織化されたPRを行なつていけば、私はもっと消費費を拡大していくのじゃないか。牛乳だけではなくて、卵を虚弱児童に分けてやるとか、あるいは病院の患者に配給するとか、あるいは妊婦にある期間やあるとか、そういうような形をとつても、私はたいへんした費用はかかるないと思うのです。何か手を打たないと、せっかく伸びてきたこの養鶏農家といふうものがばたばた私はつぶれていくのじゃないかと思ひますが、農林省関係では現在どのような調査をやって、また、どういう対策を講じようとしているか、それを承りたいと思います。

ているのは、いま御指摘のとおりでござります。でござりますので、せつかく設備等はしておるのではございますが、生産のほうも需給に見合って調整するように指導をいたしております。しかし、さらに価格が下落するという場合も考えられますので、去年もそういう方途をとりましたが、畜牧行物安定法に基づいて調整保管を実施させて、価格の安定の方面はそういう方法によってやっていきたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

○芦叶武君 講壇の価格を、いまの百六十円
いや、えさのほうも高くなつたし、実際やつていい
けないんじやないですか。最低百八十円なり二百
円近くまでもつていいかないと、養鶏農家は経営は
成り立たないのじやないでしようか。
○政府委員(檜垣徳太郎君) 昨年八月と十一月
に、自主調整保管の実施の前提として、農林大臣
の定める鶏卵の価格というものを百六十円として
告示をいたしたのでございます。百六十円で養鶏
が成り立つかということになりますと、非常にむ
ずかしい問題でありますと、農林省の統計調査部
で出しております卵のキロ当たり平均生産費とい
うものを見ますと、これは生産費を償う価格でな
いことは御指摘のとおりのようであります。た
だ、養鶏の生産費も、ごく少數の羽数の生産農家
と大羽数の生産農家では、生産費に相当大きな違
いがあるわけでございますが、私どもが百六十円
という水準を考えましたのは、養鶏審議会の方々
との懇談会等で御意見も伺いましたし、自主調整
保管ということが、将来の市場価格というものを
めどにいたしまして、最低の価格支持水準という
ものを農業団体としてどういうところにめどを置
いてやらせることが適當かというような判断をいたしま
して告示をいたしたのでございます。私どもの基
本的な考え方としては、自主調整保管の際ににおける
いわゆる省令でいっております基準価格のきめ方

は、必ずしも固定的なものではなく、市況の変動といいますか、市況の回復の見通し等を考慮に入れまして、自主調整保管が効果的に行なわれる基準を考えるというふうな考え方で運営をしてまいりたいというふうに思つておる次第でございまして、百六十円が十分採算に乗る価格水準であるといふには考えてはいないのであります。この問題は、卵価が、御指摘もありましたように、時期的な変動が正常な時期においてもあるわけございまして、いろいろ検討を要すべき点が残つておますが、現段階におきます需給事情等から申しますと、自主調整保管によって支持され得る水準といふのはほぼ百六十円前後ではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

○戸叶武君 それがやつていけないから倒産が続出しているわけですから、鶏が先か卵が先かのような議論をしないで、いま養鶏農家がどんどん倒産しているこの状態をどうやって救うかという対策を早急に出してもらいたい。そうでないと、火事が済んでから拍子木を鳴らしても何にもならないから。お役所仕事というものはどうもそういう傾向があるんです。

そこで、増産問題で問題になるのはやはり豚の問題です。豚もこの前暴落のときには騒ぎましたが、去年の末ぐらいから、二月には非常に増産になってきて暴落するのじゃないかという警戒信号が出てきておりますが、養豚農家は注意しているでしょうけれども、やはり勢いというものがありますから、またこの前ののような暴落が起きるといへんになりますと、結局は政府責任を追及といたしますことになるし、養豚農家などは、この前のようなことになつたら今度は豚っ子を連れて国会を包囲するというふうにいきまいておりますが、私はこの点で政府は手ぬかりないと思いますが、その後価格は回復いたしたのでございますが、その後価格は回復

をいたしまして、昨年の夏あたりまでの間はどちらかというと高値の傾向をたどっておったのでござります。昨年の夏、統計調査で調べました子豚ないし種付け予定の頭数等を見ますと、昨年の暮ないし本年の一、二月ごろには、豚の出荷量が対前年で三、四割の増大になりそうであるといふことは好況に刺激されて生産の拡大を招くということは、こういうものの市況の見通しといふものはむづかしいのでございますが、あまり昨年の夏の価格の変動がございましたので、私どももなかなかいろいろは一種の指導的 P.R をいたしたいのでございますが、その後生産は、秋以来ことしの一月までに前年比大体二五%程度、あるいは三〇%程度の月もございますが、そういう増加を示しておるのをござります。ところが、価格のほうは比較的に安定的でございまして、大体の水準は、現在政府が示しております安定帶の前後に推移いたしておりますのでござります。二月に入りまして最も悪い時期に入ると思われたのでございますが、若干低落いたしましたが、三百七十円程度の水準で推移をいたしておるのでございまして、昨年夏、ごろ、本年の春に入りますと場合によって東京水準の安定基準価格二百九十九円を割る場合も想定され得るということで、畜産事業団による機能的な貿易活動をいたしておるのでございまして、こういふことはなまりい、したがって、事業団の買出動といふことも考えるようなことはなからうといふに予想をすこなりますれば、直ちに畜産振興事業団による変動といふものは必ずしも予想どおりにはまいりませんので、さような状態が見通されるといふことをまいりたい、こういふふうに思つております。

産物の価格を安定させるという機能が十分に發揮せられなければならないと思います。日本の農家では、農業収入の中で首位を占める米の価格が、生産費所得補償方式で保障されているから、それで大きいに助かっておりますが、これは何といつても米作地帯の人たちが主となってこの恩恵を受けているので、やはり陸作地帯における農民というものは米作地帯ほど恩恵を受けてない面もあると思ひます。陸作地帯の作物としてたばこと、私はビール麦のことをいつも考へるのですが、やはりこれは片方は専売公社、片方はビール会社との契約栽培です。こういうふうなしかも相当の労力と肥料を使つての換金作物であります。このようなものはやはり米に準じて生産者所得補償方式で価格が決定できるようにしていかなければいけないんじゃないかと思います。専売公社はどうも大蔵省のほうの領野になつておつて、しかも、たばこ耕作組合なんというのは、いつも新聞で問題になるのは選挙違反のときには問題になりますが、ああいう形で、とにかく何というか、ボス組織で、専売公社の下請機関みたいな形で、生産農民の利益を必ずしも私は代表していないんじやないかという傾きもあるし、まだ、ビール麦関係も麦耕連というようなのがビール会社の下請機関のような形で、必ずしも農業協同組合の本來の道を行つてゐるとは思えないんじやないか。やはり米をつくつたら一反十四、五万になるといふのに、やはりたばこをつくつたんでは八万か九万、十万出ればいいほうだという状態だと、米をつくる以上に骨を折るたばこをつくる人がだんだんなくなつてしまつて、そして酪農なり果樹へ転換しつつあるというのが今日の状況です。まあ、たばこを国内でつくらなければ、アメリカのほうに余っているからそれを買ってくればいいという例の手がありますけれども、そういう手を使うためにやつてゐるやがらせなら別でそれども、ほんとうに日本でもつてこれをもつとよく生産意欲を出させて農家にも満足させていくといふ

のには、そういうような措置が私は講ぜられなければならない。政府の行政指導さえしっかりしていれば、これは生産農民との団体交渉の形でも、イギリスでもやっている事例がありますが、私はできないことはないと思うんです。特に専売公社であります。それでもビール会社でも、もうけがしらです。主 それでも大蔵省の手から農林省のほうへ移してやらないと、農業の、ほんとうの農民のための行政指導というのは本格的にできなければ、私は問題があるんじゃないかと思いまして、たばこのなんかの問題の早く大蔵省の手から農林省のほうへ移してやらないと、実現はできません。農民の収入をふやすために何ら配慮しないというやり方は、私は問題があるんじゃないかと思いまして、たばこのなんかの問題の早く大蔵省の手から農林省のほうへ移してやらないと、農業の、ほんとうの農民のための行政指導というのは本格的にできなくなるんじゃないかと思いますが、この問題に閑として農林大臣の御答弁を願います。

格算定方式だと思います。そこで、ビール麦等によりましてそういう方式をとらせたらどうかといふことでござりますが、これはお話しのとおり契約栽培でございます。私は、契約栽培というのは生産者にとっても安定的な生産ができるますし、価格の点におきましても相当安定していまして非常に望ましいことだと思います。野菜等におきましてはできるだけこの契約栽培的な方向に持つていくのがいいと思って考へてゐるわけでござりますが、そこで、価格の決定につきましては、いまお話をありましたように、団交的な形で価格が決定されるんでございますが、その際に、生産者所得補償方式でやれということを私のほうですすめるわけにはいきかねますけれども、これは農協等が中に入っているあっせんをいたしておりますのでござりますので、両者の話し合いで、それ就近いといふか、そういうような方向で話がまとまるごとを私ども期待しておりますが、直接政府がその話し合いの中に入るということは避けたほうがよろしいというふうに考えておりますが、考え方につきましては、お話を点に非常に同感をしている点がございます。

されなければ。ただ、これは買ってやるから、金は貸してやるからその土地を手に入れろというような土地ブローカーのできそこないのような考え方でやつたんでは、とてもこれは私は解決つかないんじゃないか。この問題は政府でもよほど慎重にやろうとしているようですが、あまり強引に推し進めるとその中に埋没しちゃって動きがとれなくなってしまうんじゃないかと思ひますが、赤城さん、そういう心配はありませんか。

○國務大臣（赤城宗徳君） 土地問題は、御説のとおり慎重に扱いませんといいろいろな問題が発生いたすことは私も考えております。でありますので、この農地管理事業團につきましても、十分慎重に調査をしながら進めていきたいと思っております。方向としては、私は当然こういうふうにすべきであり、またなつていくんだと、世界的にもそういうふうになつておるような傾向が多いのでござります。申し上げるまでもなく、フランス等におきましても、あるいはオランダ、スエーデンですか等におきましても、そういう方向をもつてあるいは法律にきまつておるような、フランスのような例もあります。しかし、フランス等におきましても、その運び方においては、相当慎重にやっています。また、日本におきましては、なおさら零細でございます。世界的に見まするならば、非常に零細農家が多いのでござります。その土地を手放すということにつきましては、相当地ちゅうちよしておる面がもちろんございます。ただ、七万町歩からの移動がござりますので、そういふ移動も踏まえてといいますか、そういうこととも考えますするならば、慎重に取り運ぶならば、非常に効果的にやっていけるのじやないかと、こう考えています。それで慎重にやるというようことで、ことしはバイロット的にやるということでは、土地の買い上げなどいうことまでは、ことしは

手をつけないのでございます。あつせんのほうだけでございます。それからもう一つは、脱農といいますか、離農といいますか、離農に対しての対策が、いま行なっている以上には出ておりません。そういう面も考えていただきたい。そういう点で、お話をのように、これを進めるには慎重に進めていきたいと、こう考えております。

○戸叶武君 農林大臣の言う七万町歩の耕地の移動というものは、それは宅地造成だとか、工場敷地なんかを含めてのことですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは、つぶれ地ではございません。宅地の移動等ではございませんで、耕地として移動しておる統計でございます。

○戸叶武君 最後に、私は、飼料の問題について政府にお尋ねします。

政府は、畜産農家に大打撃を与えた飼料のこの間の一齊値上げというものを、何ゆえに事前に押えることができなかつたのか。そういうような行政指導なり、あるいは法的措置が講ぜられないようになっておられるのかどうか。一般にきわめて不可解を見ておるのでですが、物価値上げというものに對しては、非常に神経を痛めている佐藤内閣として、あの暴走を許したのは、どういう理由があるのですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 戸叶先生の御指摘のように、本年の初頭に、飼料メーカーは、配合飼料の建て値の改訂を行ないまして、トン当たり養鶏用では五百円から千円、比率にしますと一・五%ないし三%、養豚、乳牛用では五百円から千五百円、これは一・五%から五%程度の値上げをいたしておるのでございます。私ども飼料価格につきましては、できるだけ安定的で、かつ、飼料業者というものがなるべく廉価な供給をするようとにいう指導はしてまいっておるのでございますが、基本的に自由に流通している商品の価格でござりますから、法的に規制をするということは不可能でございまして、理由のない値上げでございますれば、行政上の勧告等で自肅を求めるというこ

の動向が察知されたので、配合飼料の生産者としての立場から、御承知のように昨年来配合飼料の主原料でございまして、その理由を聽取をいたし、また事情等についても、私どもある程度の判断をいたしました。まいったのでござりますが、値上げ理由は、御承知のように、加工コストを上げて製品価格にはね返つておる、また、加工コストも、労賃の上昇等で若干のコストアップをしておるというようなことで、今回の値上げに関しましては限り、好ましいことは思ひませんが、私どもの事情を取をいたしました限りにおいては事情やむを得ないものがあるというふうに考えておるのあります。なお、配合飼料の供給について、四割に近いシェアを持つております全国購買農業協同組合連合会、いわゆる全購連の製造コスト及び販売価格の関係から見ましても、現在の価格水準が不當に高いものであるというふうには判断いたす材料がございませんので、さようかな点も現状においてはやむを得ないものというふうに判断をいたした一つの資料いたしておる次第でござります。

○戸叶武君 今度は、赤城農林大臣にお尋ねします。

農林省の三十九年の調べによりますと、家畜飼育数は、乳牛百二十四万頭、豚三百四十六万頭、鶏一億二千七十七万羽となつておりますが、過去三十年間におのの三倍以上ふえてきていると思います。家畜がふえれば濃厚飼料の需要が増加するのです。あたりまえのことありますが、輸入飼料について見れば、この十年ないし十一年間に、二十五万トンから五百三十万トンに飛躍的に増加したと言われております。三十九年には、飼料の輸入額は三億七千万ドルに達するのではないかといふ説もありますが、農林省は今まで、米麦本位よりも畜産、果樹へと選択的拡大のスローガンを数年間立てて、そのほうへ押し流してきながら、このように不均衡な状態になるような飼料対策をいたしましたのでござりますが、値上げ理由は、御承知のように、加工コストを上げて製品価格にはね返つておる、また、加工コストも、労賃の上昇等で若干のコストアップをしておるというようなことで、今回の値上げに関しましては限り、好ましいことは思ひませんが、私どもの事情を取をいたしました限りにおいては事情やむを得ないものがあるというふうに考えておるのあります。なお、配合飼料の供給について、四割に近いシェアを持つております全国購買農業協同組合連合会、いわゆる全購連の製造コスト及び販売価格の関係から見ましても、現在の価格水準が不當に高いものであるというふうには判断いたす材料がございませんので、さようかな点も現状においてはやむを得ないものといふうに判断をいたした一つの資料いたしておる次第でござります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 飼料対策を怠ったといふわけではございませんが、選択的拡大の線に沿うて、鶏とか豚が急速に増加したということが一つの原因でございます。さらに、草を食べるべき牛のほうも、濃厚飼料に相當高く依存をしておつたということのために、輸入飼料が相当、お話をようふえたということでございます。一方、国内において、自給飼料の面、特に大麦等が相当減ってきておりましたので、これの回復をはかるべく、いま努力中でございますが、そういう面が減ってきてる。あるいは日本の耕地面積等が少ないと、草地の造成等が非常におくれております。そこで、自給飼料を生産するという方面に手抜かりといいますか、そのほうの進め方が、この需要に追いつかなかつたということにあると私は考えております。

○戸叶武君 乳牛や豚や鶏がふえれば、濃厚飼料があふえるというのは、これは当然の理で、この当然の理に沿うて飼料対策を立てるのが農林省の仕事ではないかと思うんですが、乳牛や豚や鶏はふやしても、それに追いつかないような飼料対策しか持つていらないといふところに問題点があるんじゃないかと思います。飼料自給対策といふことはいつでも掲げてありますが、それほどはかばかしく飼料対策というものが私は確立していないと思うし、もう一つは、濃厚飼料の輸入の問題ですが、この飼料輸入の方式に何か問題点があるんじゃないですか。そういう反省なり検討をしてみたことがあります。それは農林省の領分じゃないからと、いうので、農林省としてはわれ関せず完んでいいのですか。その点も承りたいと思います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 飼料の輸入方式に私は欠陥があるというふうには考えておりませんが、もしそういうことでお気づきの点がありましたが、あらばお話し願つて、改めていきたいと思います。

それから供給先のほうでございますが、アメリカのうちに頼っているということでは私はいけないと
思います。でございますので、方面をタイとか、あるいは南アフリカとか、あるいはアルゼンチンなど世界の各国に供給先を求めるということの方針はいま持つてそれぞれ進めておるわけでございま
す。

○戸叶武君 これは、今後日本は後進地域の開発のために協力しなければならない国際的にも義務的
があると思うのですが、前に日本政府がやったたよ
うに、タイに製油工場を高い金を使ってつくるな
んということをすることよりも、やはり農作物を
どうやって外国に売ろうかというふうに努力して
いる国、タイなり、ビルマなり、そういうようなそ
うなところにおいては、やはりトウモロコシなり何な
り、こういう飼料作物の生産指導をやり、そして
それを日本の国内にやはり安く入れるようなそ
うな対策も私たちは講じていかなくちゃならない
と思うんですが、まあ農林大臣も、アメリカだけ
でなく、タイとか、アルゼンチンとか方々へ手を
伸ばしているのだと言つていますが、どうぞそ
ういう点を十分配慮してくれないと、何かアメリカの
余剰農作物を受け入れるために、少し間の抜け
たことをしておいたほうが都合がいいのだとい
うような感じきりしか一般には持たれておりません
から、そこいらばやはり注意してもらいたいと思
います。

それから配合飼料の検査の不備なんですが、こ
れは全く検査機構というものはめちゃめちゃで、
一つの県に一人いるか二人いるか、これは全く事
実上の検査なんかしないのです。それで飼料規格
の取り締まりのルーズさというのは、でたらめさ
というのは全く目に余るものがあるのです。昔や
はり肥料屋がでたらめやって金をもうけたよ
うな料をどしどし出して、そして農民を泣かせ
ているような面もありますので、これは予算委員会
に、いま相当大きなメーカーでも、米糞便のない
ような飼料をどしどし出して、そして農民を泣かせ
て、そういう問題をお尋ねしますが、

もう少し、肥料以上に飼料を農民に買って生活しているのですから、生活にあえいでいる農民が、そういう大メーカーたちにごまかされて苦しんでいるという状態を農林省はわからないはずがないので、もっと私は検査機構、今度の予算にはちょっととっているようですが、機構を整備したり、そういう取り締まりのルーズさをもう少し改めていくということをしないと、どうも飼料行政は不明朗だ、わけがわからぬというふうに一般的の人が思つておりますから、その点はやはり農林省も気をつけてもらいたいと思うので、特に農林大臣、その辺をよほど注意するように配慮しておいてもらいたいと思いますが、いかがなものですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 前段の、東南アジア等から輸入したらよからうということは同感でございまして、御承知のように、南北問題等がやがましくなっておりまして、一次産品の輸入を迫られているわけであります。一方針といたしましては、私は開発輸入と申しますが、技術的に開発等をして、その中においてだんだん日本の態勢を整えながら、輸入するという必要であろう、そういうことでタイなどにトウモロコシ技術者なんかを派遣しまして、増産を進めているような状況でございます。

後段の、飼料の規格あるいは検査等が非常にルーズだということでございます。畜産局長からも必要があれば答弁をいたさせますが、そういう点十分注意していきたいと、こう考えております。

○戸武君 私は、最後の結びとして赤城農林大臣にお願いしたいのは、やはり政府がこの農業基本法を四年前につくったが、それに対しても取り組む姿勢というものが十分にできていないのじやないか、どうも日本人はすぐ、いいものをつくっても神だなへ祭つて、おみぎを上げて拍手してごまかしてしまう習慣がありますが、やはり農業基本法が神だなへ上げられちやつて、農民の生活の中へは入ってきていないと思うのです。これじゃ私は、

何か農民として何だいという感じしか受けないと思ひますので、もう少し農民の生活に身近に結びつくような、農業基本法の生かし方を考えてももらいたいと思います。これは私は、農政をやつていい人たちは非常に苦労していると思うのですが、農林省の機構といふものは膨大であるし、ある意味においては予算は一番多く取る省だと思います。しかし、いまの時代は、ほんとうに大きな変革の時代で、全く私は農業革命の時代だと思います。この土地の暴騰ぶりなんかを見ましても十九世紀の末にイギリスで、大陸から来たハイドマソーン派のやはりマルキンズムが入り込めなかつたのは、剩余価値説よりも不労所得の社会的な環境の変化によって土地が値上がりしてくるという問題を中心として、やはり一つの資本主義の矛盾といふものを相当ついていかなくちゃならないといふ現実の問題に当面していたからあります。日本においても、いま土地問題においていろいろな矛盾が出てきているように、たいへんな時代だと思ひます。そういう意味において赤城さんなんかは、蛮勇をふるえ平将門くらいの気概を持つていて、私はもう少し蛮勇をふるってもいいから、農政の中に画期的なものをひとつ残していかないと、赤城さんは、だれに聞いても評判いいのだけれど、あまり評判いいといふのはよしあしなんで、やはりあとへ赤城農政をして残るのには、これは赤城大臣が蛮勇をふるつてやつたために農民が助かったという思い切ったことをひとつ、残していくてもらいたいと思いますが、そういう場合においては、なかなか大臣だから慎重で答えられないでしょけれども、どういう面に蛮勇をふるいたいか、その心境を述べてもらいたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 蛮勇でござりますので、どこということは初めから言つたのじや蛮勇にならぬと思いますが、蛮勇と言ひますか、良勇と言ひますか、とにかく農政は非常な転換期にふつかり、壁にぶつかっているような状況であります。この打開につきましては真剣に取り組んで

いかたいと、こう思つております。思ひますので、もう少し農民の生活に身近に結びつくような、農業基本法の生かし方を考えてももらいたいと思います。これは私は、農政をやつていい人たちは非常に苦労していると思うのですが、農林省の機構といふものは膨大であるし、ある意味においては予算は一番多く取る省だと思います。しかし、いまの時代は、ほんとうに大きな変革の時代で、全く私は農業革命の時代だと思います。この土地の暴騰ぶりなんかを見ましても十

九世紀の末にイギリスで、大陸から来たハイドマソーン派のやはりマルキンズムが入り込めなかつたのは、剩余価値説よりも不労所得の社会的な環境の変化によって土地が値上がりしてくるという問題を中心として、やはり一つの資本主義の矛盾といふものを相当ついていかなくちゃならないといふ現実の問題に当面していたからあります。日本においても、いま土地問題においていろいろな矛盾が出てきているように、たいへんな時代だと思ひます。そういう意味において赤城さんなんかは、蛮勇をふるえ平将門くらいの気概を持つていて、私はもう少し蛮勇をふるってもいいから、農政の中に画期的なものをひとつ残していかないと、赤城さんは、だれに聞いても評判いいのだけれど、あまり評判いいといふのはよしあしなんで、やはりあとへ赤城農政をして残るのには、これは赤城大臣が蛮勇をふるつてやつたために農民が助かったという思い切ったことをひとつ、残していくてもらいたいと思いますが、そういう面に蛮勇をふるいたいか、その心境を述べてもらいたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 確かにお話しさる

て、いわゆる自立農家の育成にあらゆる手を打つ

ておられるわけですが、すでに五年にならんとす

るこの事態から見て、一体政府が描いておられる

理想的な二・五ヘクタールを中心とする百万戸の

農家庭教育ですか、こういう考え方では、あの五、

六年で、数年の中には大体実現するという見通し

を持っておられるのかどうか。大臣にこの点ひと

つお聞きしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) まあそれが十年の計画でやってみ

て、実際問題として大臣も計画に対応する自信は

ではないわけですね。ところが、大臣自身も言つ

ておられますね、先ほど。いわゆる農業の開發も

大事だけれども、地域開発もやらにやいかぬと

こう言っておられるんですよ。地域開発は一体何

を求めるかとか私は問題の焦点にならな

くちやいかぬと、この際農業だけで農業所得を

増そうということは困難な情勢がいま日本にはき

ておるんじやないかと私は思ひます。たとえば

諸外国の農業にしても、いわゆる男子の農業でし

かも機械化しているというのに、日本はおか

ちゃんの農業になってしまっているわけですね。

ここらに一番大きな問題があろうと思うのです。

そうして先ほどの答弁でも、大臣はこういうこ

とを言っている。国内でできるだけ自給自足の立

場をとつてやらなければいかぬ、こういつておら

れるのですね。ところが、幾ら機械化しても、幾

ら農業が高度に発展しても、かあちゃん農業でし

はないか、それには、なるほど第一種農業兼業者

は御承知のように戦後始まったことでもなしに戰

て、農協に機械を入れて、大型機械を中心として

協同化を進めていこうといふような予算も計上し

いきたいと、こう思つております。思ひますので、この農業改善事業といふことで、すでに五年出たので、ダブルのものは私としては差し控えたいと考えますが、大臣にお聞きしたいのですけれども、いつまでにこれをという期限を切つてといふことはなかなか困難であります。期限を切つてこの所得も向上してきたと、こういう御報告がなされおるのでですが、しかし、実際面には格差はますます開いておるのではないかと、こういうふうにわれわれは考えるわけです。さらにまた、この農村青年の流出から見て、收入がよければ農村に私はやはりどまると思うんですね。結果的には収入が悪いから後継者もないと、こういうことになるのだと思うんです。

政府はこの五年にならんとする基本法に基づいて、いわゆる自立農家の育成にあらゆる手を打つ

ておられるわけですが、すでに五年にならんとす

るこの事態から見て、一体政府が描いておられる

理想的な二・五ヘクタールを中心とする百万戸の

農家庭教育ですか、この点についてはどういう施

策をもつて、これを食いとめてやつていくこうとお

考へになつていているのか。ひとつ御説明を。……

○高山恒雄君 まあそれが十年の計画でやってみ

て、実際問題として大臣も計画に対応する自信は

ではないわけですね。ところが、大臣自身も言つ

ておられますね、先ほど。いわゆる農業の開發も

大事だけれども、地域開発もやらにやいかぬと

こう言っておられるんですよ。地域開発は一体何

を求めるかとか私は問題の焦点にならな

くちやいかぬと、この際農業だけで農業所得を

増そうということは困難な情勢がいま日本にはき

ておるんじやないかと私は思ひます。たとえば

諸外国の農業にしても、いわゆる男子の農業でし

かも機械化しているというのに、日本はおか

ちゃんの農業になってしまっているわけですね。

ここらに一番大きな問題があろうと思うのです。

そうして先ほどの答弁でも、大臣はこういうこ

とを言っている。国内でできるだけ自給自足の立

場をとつてやらなければいかぬ、こういつておら

れるのですね。ところが、幾ら機械化しても、幾

ら農業が高度に発展しても、かあちゃん農業でし

はないか、それには、なるほど第一種農業兼業者

は御承知のように戦後始まったことでもなしに戰

て、農協に機械を入れて、大型機械を中心として

協同化を進めていこうといふような予算も計上し

たい、こう考えております。

○高山恒群君 そこで、いまの女性でもできるという方法も私はないことはないと思うのです。しかし、この農業の主体性というものの考え方がある構造改善事業で改善したから即増産になるとは私は考えられないと思うのです。現在でもかなりの成績をあげておる人もあるわけですね、反収當たり。だから構造改善事業をやったからといって反収が直ちに上がるということにはならないと思うのです。改善事業もはうつておくといふわけではありますんけれども、反収を上げるということとのほうが、いまは手ぬかりになつておるのじやないか、それが婦人農業ということにつかわつておるところに問題があるのじやないか、むろん機械化した、機械化して一日に五反歩の耕作をやる、その機械は非常に脆弱な機械だ、こういう事態でそれではますます反収は減っていくという傾向です。昨年はむろん水害その他問題も関連したでしようけれども、これは全体的に見て減収になつておる、一方においては荒れ地がたくさん現実でできてきておる、むろん山間部におきましては植林がやつておる、こういう実態すら出でておるという状態ですね。これで構造改善事業というものが完備するのは、この数年間でできないという見通しに上にも立ち、しかもまた、第二種兼業者の收入が少ないものですから、ほとんど出かせぎに出る、第一種兼業者はもう昔から農閑期においては出かせぎ労働者として出ておつたんだから、これければ、私は、いま政府がお見えになつておるこの農業改善事業を選択的拡大でやつてみたところが、価格の安定がないために、やってはまたやり直しをする、この繰り返しだと思うのです。先ほど卵の問題が出ましたが、これも一つの例だが、うと思うのです。いま至るところで、どんな地域にいても、海岸に屬する地域においてはみかん

の栽培をたくさんやっています。これも過剰生産で、また値下がりというような事態も起こって

くるかと思うのです。そういう面から考えてみると、やっぱり第二種兼業農家に対する根本的な手が打たれるべきじゃないか、それに対しては思い切った予算ですね、思い切った予算を政府はやるべきだ、いま構造改善事業をやっておる地域においても、やる資格のある人、やる資格のある地域ですね、これはやっておりますが、やれない地域があると思うのです。したがって、ここに農業自体に、農村自体に格差が大きくておるのじゃないかと私は思うのです。こういう問題の解決について、私はいまの政府の施策では非常に困難だと考えるのですが、新しいキッチンフレームでもいいですから、「叶さんが御質問なさったような、何かここに手を打つ必要があるのじやないかと思うのですが、現在のままもつていいこうとされておるのか、何かこれには手を打とうとお考えになつておるのか、しかも今度の国会でも八つの法案を出しておられます、この予算を組んで、そういうことが着実に一体解決つくような方向にいくのかどうか、所信のほどをひとつお聞きしたい。

つきましてやはり捨て切れない、農業というものをやつていきたいんだという第二種兼業の人たちが

て、どういふことは無理でござりますけれども、こういうものを含めて、他の農業者とともに協同作業とか経営の協業化のほうに進めていくということになります。ありますならば、これは農業が副業的であつて、農業そのものによつて相当の生産を上げ收入を得られるという方向にくつと思ひます。あるいはまた、就業の機会があつてその方面、他の職業に専念したい、商業に移る人もあるうし、その他に移ろうといふ人もあるうと思ひます。そういう面につきましては、先ほど申し上げておりますように、専業の自立經營農家の育成の方向にその耕作地が役立つようなことに仕向けていきたい、こういうふうに大体第二種兼業農家に対しましては、大ざっぱでございますが方策を考えておるわけでございます。

○高山恒雄君　まだその問題、私納得いかないからお聞きするんですが、第二種兼業農家を第一種兼業農家のような見方にてしまつてはいかぬかと思ふんですね、日本の農業を。そうなつたらいかに構造改善事業をやつてもだめだと私は思つていますね。そこで、大臣のおっしゃるように、こわちは農林省だけではできない問題があらうかと思うんです。しかし、農林省だけではできないけれども、いまのうちに何か手を打たなければ、第一種兼業農家みたようになつちやうんじやないか、と申しますのは、日本にはまだ定年制があります、五十五歳とか、六歳といふ定年制があります。したがつて、定年制で生活が不安ということになりますと、結果的には、かえつて農業でも年をとつてやるうかといふ、いわゆるうば捨て山みたよな農業になつちまうのです。こういうことがござるのかどうことはだれも予言できないですよ。日本のような定年制がある以上は、公共企業体では、六十になつても六十五になつても使っていまさが、ほかはそつはいかないでしよう。だから、第一種兼業みたいにしてはこれはたいへんではな

いか。私大臣にお聞きしたいのは、だから、これを数年の間に、構造改善事業と選択的拡大で理想

的な日本農業の、自立的な農業の育成ができる、
こういう基点がなければ、全く不安な農業政策だと
私思っていますが、これはどういうふうに大臣
はお考えになっていますか。

○國務大臣(赤城宗德君) 確かに一般的に雇用関
係の定年制のようなものがありますので、いつや
めるかわからぬということで、臨時でなくても、
そういう考え方を持てば農業に執着せざるを得ない
という点があろうと思います。そういう点から考
えまして、これはことは実現できませんでした
が、この第二種兼業の中でも他産業に安定してい
こうというようなものに対しまして、家族の老人
等につきましては、ひとつ年金制度的なものを
設けたらどうか。現にフランスなどではそういう
ことをやっております。自立經營農家の育成の裏
面でございますが、離農する場合の養老年金的
なものを出しています。国民年金の上にそういう
合いでできませんでしたが、それも一つの方法だ
と思います。そういうような形で、お話のよう
に、構造改善を強力に進めていく、あるいはその
構造改善の中から自立經營を育成していく、こう
いうことについての見通しといいますか、いつご
ろまでにそれをやるか、確かに所得倍増計画等に
おきましては、十年後に、二百万戸、二町五反経
営農家というものを目的としていますが、私は期
限は切らないとは言いましたが、進み方が鈍いも
のですから、期限を切って、その約束どおりに行
なうということは困難だと思いますけれども、や
はり目標は目標で、そういう目標に進めていくと
いうことは考えてしかるべきだと、こういうふう
に思っています。特にことしから財政成を得まし
て、農地管理事業團というようなものを進め、こ
れが、ことしは試験的といいますか、パイロット
的であるといいましても、これを強力に進めるこ

とにだんだん軌道に乗つてくることになります。ならば、いまの十年計画の自立經營農家育成の一つのスケジュールとくもの的速度が進んで、私は必ずしもこれが不得ないとは考えておりません。

○高山恒雄君 これは大臣じゃなくても、局長でもいいのですが日本の衣食——住は別にしまして、食のほうの加工工場と申しますか、そういう分布状態を調査されたことがあるかどうか。全国の食品加工。

○政府委員(中西一郎君) これは農林省のほうもモデル的な調査をしております。一般的な調査としては通産省の工場統計がございます。

○高山恒雄君 通産省の統計ですか、農林省でやつたことがないのですね。

○政府委員(中西一郎君) その工場統計と同じ手法でやることは、農林省としてはいたしております。それを所管の局課におきまして必要な把握は、別途の調査をいたしております。

○高山恒雄君 そういう状態でしたら基本的な考え方方がまだ出ていないのだろうと私も想像するのですが、これは大臣に、私の意見をはさんで所信を開きたいのですけれども、農業生産品というのには、これは何といつても国民の必需物資ですね。それからもう一つ必要なものは衣がござります。ところが、農村には住は余りつあるわけですね。そうしますと、地域開発という問題に対しても、これは農林省だけでおきめになるわけにいかぬでしようけれども、もへと衣とか食とかというものを——これはあまり大きな規模じゃなくともいいと思うのですね。地域的な開発のために特別の融資をして移動する。今日労働力も不足して中企業は困つておるという時代でもありますし、これは政府が力を入れればできるのじやないかと思うのですね。そういうことを政府は、もつと総合計画の中で、農業問題だけの改善事業といふのに取り組んで、そうして農村収入をよくしようというようなことでなくて、先ほど私が申しましたがあちやん農業をむしろそういう面に振り向け

て、そうしておとうさんに返していく、こういうことが現段階では考えられぬのかどうか、また政府がやるべきではないか、私はこう思うのです。大臣は、こういう考え方に対するお考えになつておりますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 十分御提案がのみ込めない点がありますけれども、私の理解するところでは、衣食住等を総合的に充足していかなくちゃいけぬ、そういう意味におきまして、農村にも、地域開発の中に加工工業等あるいは軽工業等によって婦人の就業の機会といいますか、農業外の就業の機会を設けたらどうか、こうしたことと理解いたします。総合的に考えていくと、地域開発の方向は、当然進めるべきだと思います。そ

して農業等におきましても、ことに第一種兼業等におきましては、いまのお話のように、婦人が他の軽い仕事などに従事でき、男のほうが農業のほうに向かってくるということは非常に私も望ましいことだと、こういうふうに考えております。

○高山恒雄君 その一つの例を私は申し上げたわけですが、したがつて、今日の農業は、もう総合的な基盤の上に立つてやらなければ、とうてい池田さんはもとよりですが、佐藤内閣の言つておられるように、農村のひづみを是正するということにならないと思うのです。私はそういう面に對しては、やっぱり思い切つて重点的な農業政策

なければならないのじやないかと思うのです。このままいけば、ますます農業者自体に地域格差が出てくるとともに、一般産業との、都市と農村との格差がまた付加されていくということですね。どうしてならないのじやないかと思うのです。このままいけば、零細農業に求めておるのか、第二種兼業者を中心にしておるのか、専業農家はこれは現在でもあまり売らないと思うのです。むしろ買ったければ、ますます農業者自体に地域格差が出てくるのを——これはあまり大きな規模じゃなくともいいと思うのですね。それは農業の好きな人も多少はあるでしょう。大抵のおつしやるよう。けれども今日のように青年の方がいわゆる収入を求めておるというような事態から考えてみると、幾ら農業が好きであつても、収入がないといふところに出てこなければこういう事態のあつせんをやつてみたところでものにならないと思うのです。お考えをひとつお聞きしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 経営規模を拡大しようと、いかに青年をとめようとしても私はとまらな

いのじやないかと思うのです。したがつて、思い切つた政策を立ててもらひ、そのことが一番大事な時期ではないかと思うのです。そこで、政府が先ほどおつしやったように、農地管理事業団といふのを今度新しく予算を組んで、買い上げをするというところまではないかないけれども、今回あつせんでひとつやっていく、こうのことです。が、先ほど戸田さんもおつしやつたように、なかなか土地に執着しておる農村の第一種兼業は放さないと思うのです。これは非常に将来の日本のつまり食糧というものが、国民消費が満たされるというほどの体制ができておるならば、もう農地なんかは要らない、こういうことも言えると思うのです。ところが、ますます輸入せねば足らないような傾向にある。たとえば米食を粉食にかえていくとかいうような考え方になつてみても、やはり自分が長い伝統の慣習というものは捨てきれないと思うのです。そこで、こうした農地管理事業団と自分たちは米のめしを食べたい、こういう日本人の長い伝統の慣習といつものには捨てきれないと思うたこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよななものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

う思つたほどではないでしょうかけれども、来年またこれに対しても十五億とかそこらの買ひ上げ資金を出さなきいかぬでしょが、売るか売らぬかというよなものに多くの金を、ことしの予算是そ

うか、物価は値上がりしておる、二年前からだいぶ変わっている、多少の増額はされておりますけれど

○政府委員(大口駿一君) そういうことです。
○高山恒雄君 この蚕糸業ですが、まあ現在は

たりまして、取引所に対しまして証拠金の引き上げでありますとか、過当な取引数量の膨張を抑

すが、消費者の方向にいくにつきましても、中間のマージンが少ないので、一言でいえば合理化

ども。しかし、いまの物価値上がりから見れば、さらにまた公共料金の値上げもしようという事態

省との問題で、私は予算委員会でも一ぺん質問し
常にいいようですけれども、これも農林省と通産

制するような手段を講じております。なお今後お
価の推移によっては、引き続きさらに強力な手段

したような形で、消費者のふところといいますか、消費者の台所へ物が流れていくと、こういぢ

から言えば、ますます上がる一方ですね。そういう事態の中で依然として構造改善事業をやるのだけれど、ということでは、これもあまり進展しないのじやないかと、こう考えるのですが、むろんやりたいという地域のあることは、私も十分知つております。がしかし、こういうものこそ現在の値上がり

たことがあるのですが、この価格の問題について
は、農林省の管轄だけの問題じゃなくて、通産省
とのかなりの私は打ち合わせ、緊密な連絡もなさ
れておると思うのですが、いまの値上がりの一一番
大きな原因はどこにあるのかお聞かせ願いたいと
思う。

を講ずる必要があるうかと思ひますが、日下のところでは、繩系価格安定法に定めます安定価格の中にはまだおさまっておりませんので、いままでの規制措置をさらに少しずつ強めていくような措置を講じたいと思います。さらに最高価格を突破するような事態になりますれば、思い切った

○高山恒雄君　まあ大臣のおことばを借りると、なるほど流通機構の改善というのは政府がやるべきことが必要であるうと思います。そういう面におきまして生産から消費に至る全面的な関係を有機的に運んでいきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○國務大臣（赤城宗憲君）　事業費等につきましては、
点どうお考えですか。

○國務大臣（赤城宗徳君）　蚕糸局長から詳説御覧
明申し上げたいと思いますが、いま取引所における
異常の投機といいますか、アズキ等の投機がで
きな、ような形で、北海道のアズキが非常に減產

措置を講ずる必要があらうかと思つております。
○高山恒雄君 わかりました。次に進みます。

くしてむずかしい問題だと私は思うのです。これは現在それだけの中間で売買しておられる方がおられるのですからね。牛乳の問題でもその一つです。あらうと思ひうのですが、しかし、それだけでは

の調整ということは考えております。総額をどういうふうに持っていくかということにつきましては、いまのところ総額を増すということでなしにやつておりますけれども、この影響等も考えて対処していく必要だらうと思いますが、現在はいまのままの事業費でござります。もつともこれは平均でござりますから、いろいろ差はあると思います。

しました、それでこの生糸のほうの投機面にそういう人が向いてきたということで、正常価でないような暴騰をしておるような状況でございまして、それにつきましてかかるべく措置をとっておるわけでございますが、そのことににつきましては蚕糸局長から御説明申し上げます。

○政府委員(大口駿一君) 昨年の暮から生糸取引所における生糸の価格が比較的短期間に急に暴騰する

ではもう申し上げませんが、政府は、基本的にこの流通機構の改善というようなやり方を物価抑制の方法の一つとして何をお考えになつておるのか、継続審議になつておるマーケットもその一つだと御答弁なさるかもしませんけれども、その問題はあとで審議することになつておりますからこれは別にしますけれども、あの案を見ても物価抑制にはならぬというような私は気がしているの

きないということになれば、安定ということをおっしゃいますけれども、安定ということは生産と需要の関係がどうなるかということがやはり根本問題にならなければならぬと思うのです。ところが、さつき卵の話が出ましたが、来年はまた卵は減るでしょう。いろいろニュースなんか聞いてるとまた高くなりますがね。ところが、総合的になこういう流通面の問題をもつと考えるならば、

○高山恒猷君 それからもうちょっと聞きたいのですが、養蚕のほうですが、蚕糸、製糸も非常に好況に恵まれてあまりに暴騰過ぎるのじゃないですか、二、三年前のような事態が起るのじやないかという心配もありますと同時に、政府もこの安定対策ではかなり神経をとがらかしておられる実は私よりはいいります。この問題で、前回お

いたしまして、こく最近ではキロ当たり五千三百円の台にまで上がっております。これは必ずしも生糸そのものの需給がかような値段を出現をするような逼迫をしておるとは思えないのですが、まして、私どものほうで手元に持っておりますいろいろな需給の統計からいたしますると、そのような急激な直上ぶりをするような要因は、まことに

○國務大臣(赤城宗徳君) 私は、一がいに安くするという方途をとろうとしても、これは無理だと思ひます。問題は、安乞を内面各で主導者からうなぎ上りで行なつて、何かその流通機構の改善といふような根本的な考え方の方は、大臣一体どうお考へになつておるのか、所信をひとつお聞きしたいと思います。

そういうところで検討するならば、我が本年は非常に過剰生産ぎみになつておるといふならば、この漁業の報告書を見ても、近海漁業はふえたけれども遠海漁業は減つておるのでよ、日本は。しかも漁業については相当のいま規制を受けておるので。ところが、これも食のほうに入るのですべ、この力です。こりの一本、多く山てくる

○政府委員(大口駿一君) 現在海外に輸出をいたす生糸の検査は、國營検査でございまして、横浜及び神戸で、農林省の生糸検査所が実施をしております。

が急激な伸びで、一方で、需要も伸びる。ところを見られないでござりまするけれども、たゞ相場が非常に上がっておりまするときには、やはり買い手のほうが非常に買ひ急ぐ、売り手のほうが売り惜しむというような傾向がござりまするので、実際の需給以上に相場が急に上がるという傾向もあるうかと思います。そこで、生糸の取引所におきましては、最近仲買い店の取引数量がどうも異常にふくらんでおるということから、やは

消費者の手に渡るということが必要じゃないかと、構だけで解決せらるべき問題ではない、やはり生産面におきましても生産を計画的な方向でやっていくようなこと、あるいは出荷面におきましても出荷の調整とか計画性を持つ、こういうような面、それから出されたものにつきましては正規のルートを通じ、中間マージンの少ないようう規

○高山恒雄君　国営検査で全部国が負担を出しておるということですか、検査員とか。

りこの投機筋の抑制ということが目下の急務ではなかろうかと思いまして、一月の末以来数次にわ

形で中央卸売市場その他市場の改善等も加えていく、それから消費者の方向へいくのでございま

状態です。結果的には頭で踊っているようだけれども実質は何も実っていない。この卵の問題でも、こういう状態であるならば、魚は高くなる、卵は安くなる、こういう状態でしょう。私は流通機構の改善というものをやらなくても、やらなければやらないでどういう手が打てるかという一つのやはり私は総合的な消費に対する安定方策ですね、生産と消費のつまり安定政策ですね、そういうものがとれなければ安定政策にならないと思うのです。大臣のおっしゃる安定ということが大事だが、安定するにはどうお考えになつておるのか。それをひとつお聞かせ願いたいですね。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまの例に引かれましたが、卵と魚その他食料全部を総合的に需給の調整をはかるということは、非常にこれはむずかしい問題だと思います。やはり品物別に需給の調整をはかりつつ安定をしていくことが必要だ

うと思いません。もちろん全体的の見通しもくちやなりませんが、それを計画の線に乗せてやる

といふことは、これはちょっと事実上むずかしい

のじやないかと思います。品物別にいろいろ調整をしていくということが政府のとるべき道じやないかとこう思つております。

○高山恒雄君 まあ時間もありませんから、叶

先生の御質問とダブつても、もうしようがないと

思いますから、私もこれ最後でやめたいと思いま

すが、結論的に申しますと、現在の農業問題は、

どの省よりも一番むずかしい問題であるといふこ

とは、これはもうみんな承知しておられると思う

のです。それで、むずかしいが、やらなければな

らない、大きな、約五百八十万戸というこの農家

があるのですから、打たなきやならない手がある

と思うのですね。私、大臣に願うのは、少なくとも先ほど意見交換した御質問申し上げたように、第

二種農業生産者を、兼業生産者を、もとの、やはりお父さん農業にかえして、そうしてこらを中

心とする農業、これらをどう奨励するのかと、こ

ういうところに私は政府としては重點施策を持つ

いたかなければ、地域格差も、産業別格差

も、國民一人当たりの格差も、これはとうていそ
の改善はできない、こう思うのです。ひとつ大臣、思い切った政策をとつていただきことを私も
要望いたしておきます。

これまで質問を終わります。

○委員長(仲原善一君) 本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時四分散会

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野の活用促進に関する請願(第三九

一號)(第四八六号)

一、競馬法附則第七条改正に関する請願(第五

二八号)

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができます。
第十八条第一項第一号の次に次の一号を加え
る。
一の二 前号に掲げるもののほか、農林大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

5 第二十四条第二項中「農地開発機械公團」の下に「森林開発公團」を加える。

2 前項の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
一、漁港法の一部を改正する法律案
森林開発公團法の一部を改正する法律案
森林開発公團法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

3 第十八条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、同条第二項中「同項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

4 第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加え、同条第三項中「関係県知事」を「関係都道府県知事」に改める。

5 第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

6 第三十六条第一項中「第一号及び第二号」を「第一号か

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第三九一号 昭和四十一年一月二十一日受理
国有林野の活用促進に関する請願
請願者 北海道吉小牧市長 大泉源郎外八
紹介議員 西田信一君
名

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第四八六号 昭和四十一年一月二十七日受理
国有林野の活用促進に関する請願
請願者 北海道上磯郡知内村長 水田信熊
紹介議員 井川伊平君
外三名

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。

第五二八号 昭和四十年一月二十八日受理
競馬法附則第七条改正に関する請願
請願者 高知県長岡郡大津村長 德弘勝外
五名

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、森林開発公團法の一項を改正する法律案

十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第
二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条
第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項
若しくは第三項」とする。

附 則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行す
る。

2 第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修
築事業に要する費用のうち基本施設の修築に要
するものに係る補助金で昭和三十九年度の予算
に係るもの(昭和四十年度以降に繰り越された
ものを含む。)についての国の補助割合について
は、なお従前の例による。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)

第一条中「会員」を「会員等」に改める。

第十一条第一号中「会員が」を「会員(ハ)に掲げる資
金については、会員である開拓農業協同組合又は
開拓農事組合法人の組合員」が「に改め、同号イか
らハまでを次のように改め、同号ニを削る。

イ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農
事組合法人がその組合員である開拓者の農
業經營の改善のために行なう事業に必要な
資金

ロ 会員である都道府県開拓農業協同組合連
合会がその連合会を直接又は間接に構成す
る開拓農業協同組合の組合員である開拓者
の農業經營の改善のために行なう事業に必
要な資金

ハ 会員である開拓農業協同組合又は開拓農
事組合法人の組合員である開拓者がその農
業經營のために必要とする資金

中「又は全国開拓農業協同組合連合会」を「全国
開拓農業協同組合連合会又は金融機関である農業
協同組合若しくは農業協同組合連合会」に改め、
同条第二項中「都道府県開拓農業協同組合
連合会」の下に「又は金融機関」を加え、同条第二項
〔昭和二十二年法律第百三十二号〕を削り、同条
〔昭和二十二年法律第百三十二号〕を「前二項」に改
め、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、
同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同条
〔前項〕を「前二項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え
る。

〔中央保証協会の会員が〕に「保証協会」を「中央保
証協会」に「前項」を「第一項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え
る。

济したことにより取得した求償権を有する場
合

二 当該会員が開拓農業協同組合又は開拓農事
組合法人である場合において、地方保証協會
が、当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農
事組合法人の組合員として保証していると
いふ、又はその組合員としてした保証に係る債
務を当該組合員に代わつて弁済したことによ
り取得した求償権を有するとき。

〔前項〕を「前二項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え
る。

含む。」を加える。

附 則

この法律は、昭和四十年七月一日から施行す
る。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日
から施行する。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、農地開発機械公團法の一部を改正する法律案

農地開発機械公團法の一部を改正する法律案

農地開發機械公團法(昭和三十年法律第百四十
二号)の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

二号の一部を次のよう改正する。

十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第
二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条
第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項
若しくは第三項」とする。

農業であるもの(農林省令で定めるものに限る)が行なう乳牛若しくは肉用牛の飼養の事業又は地方公共団体、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行なう乳牛若しくは肉用牛の育成の事業の用に供する草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは飼料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ)。

四 前号の規定による造成又は改良の工事を行なうこと。

五 前号の規定による造成又は改良の工事に係る草地とあわせて同号の飼養の事業又は育成の事業の用に供する畜舎その他の農業用施設の造成及び充満しを行なうこと。

六 備考

前号の規定による充満しとあわせて、第三号の飼養の事業に係る乳牛若しくは肉用牛又は同号の飼養の事業若しくは育成の事業の用に供する機械等その他農林省令で定める物の充満しを行なうこと。

第七条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号から第四号まで」、「農地」を「農用地」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号並びに」を「同項第一号から第四号まで及びに改め、同条に次の二項を加える。

五 農林大臣は、公團に対し、第一項第三号から第五号までに掲げる業務につき、これらに係る事業が一体として円滑に行なわれるため必要な指示をることができる。

六 農林大臣は、第一項第三号又は第五号の規定により農林省令を定めようとするときは、大臣に協議しなければならない。

七 農林大臣の認可を受け、農地開発機械公團債券(以下「債券」という。)を発行することができること。

八 債券の債権者及び公團に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公團の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を行なうこと。

九 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一條まで(受託会社の権限及び義務の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する)。

十 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二条の見出しを削る。

第十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができる」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十四条第五項の認可を受けて公團の発行する債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く)について保証契約をすることができる。

四 第二十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

五 第二十九条第一号中「若しくは第三項ただし書」を「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第六章中第三十八条の次に次の二項を加える。

一、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公團を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

七 前項の先取特權の順位は、民法の規定による。

八 公團は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

九 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一條まで(受託会社の権限及び義務の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する)。

一〇 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の見出しを削る。

一、食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願(第七〇八号)

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、でん粉、ぶどう糖等の政府手持放出抑制並びに国内糖価安定に関する請願(第五四三号)

一、国有林野の活用促進に関する請願(第六四〇号)

一、食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願(第七〇八号)

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、でん粉、ぶどう糖等の政府手持放出抑制並びに国内糖価安定に関する請願(第五四三号)

一、現流通機構に對し、生産から末端まで根本的にメスを入れ抜本的改革をすること。

二、零細小売業者に對し、高度化、近代化のための資金援助を拡大すること。

三、当面の施策としては、標準品商店制度の充実を図り、指定店に対する予算措置を講ずること。

四、都内各所に集荷冷蔵庫を設け、規格品、加工品はそこで荷渡しすること。

五、諸課税の低減を図ること。

六、請願者 宮崎県議会議長 坂元親男

紹介議員 温水三郎君

理由

政府は、さきにでん粉並びにブドー糖の放出を抑制し、国内糖価安定のため、十分なる御配慮を賜わりたいとの請願。

政府は、さきにでん粉市況の好転を図るため、数次にわたりでん粉の買上げを実施してきたが、これによる効果は必ずしも十分とはいえないのが現状である。この時、政府が、手持ちブドー糖の放出を実施すれば、宮崎県産のかんじよでん粉、てん菜等甘味資源全般にわたり、開放經濟のあり受け、適正な原料価格の維持が困難になるばかりか、重大なる結果を招くことは明らかである。

請願者 宮崎県議会議長 坂元親男

紹介議員 温水三郎君

理由

政府は、さきにでん粉並びにブドー糖の放出を抑制し、国内糖価安定のため、十分なる御配慮を賜りたいとの請願。

政府は

「ケース」というが、国と地方自治体共同出資により、一箇所一億円を投入されるような店舗は、零細小売業者にとっては実現不可能の絵中のモチにすぎない。モデルケースの役割は民間スーパーが十分に果たしている。

六、管理会という役人出身者による組織で、生鮮食料品等の多年経験を要する商品の購入あつせん、指導あるいは業務等を行なうことは不適である。

七、行政簡素化が政府により大きく取り上げられている際、管理会というような公的性格のものを新設し、役人の横すべりを行なうことは、国民に対する偽まんである。

昭和四十年二月二十一日印刷

昭和四十年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局